

個別避難計画作成マニュアル

はじめに

地震や豪雨など、近年全国各地で発生している自然災害は突発的で甚大な被害をもたらしており、私達の身近なところで大規模な災害が発生してもおかしくありません。災害時に自身や家族などを守るためには、地域住民がお互いに助け合う「共助」が大きな役割を果たしますが、健常者と同じような危機回避行動をとることができない高齢者や障がい者は、災害時に特に支援が必要となる存在です。事実、東日本大震災で亡くなった人の6割以上が60歳以上の高齢者で、さらに障害のある人の死亡率は住民全体の2倍であったことがわかっています。

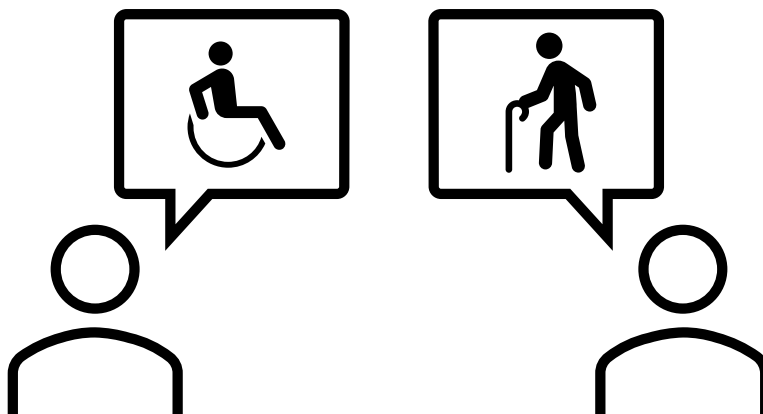
災害で亡くなることは家族の中だけでなく、町内、地域にも大きな後悔を残します。声掛けなどの支援を必要とする方を地域で把握しておくこと、一人では逃げることをできない方に対し「いつ・誰と・どこに避難するか」等をあらかじめ決めておくことは、災害時により多くの人の命を救うための有効な手段です。地域の力で支援を必要とする方たちを助けていただき、“誰一人取り残さない”避難につなげるため、皆様のご協力をお願いいたします。



平成16年福井豪雨

個別避難計画作成マニュアルについて

このマニュアルは全部で4部構成になっており、それぞれ「**計画の概要**」「**計画作成候補者選出**」「**計画内容の策定**」「**計画の更新**」について解説しています。このうち個別避難計画作成にあたり、町内で話し合っていたいただくものは「**計画作成対象者の選出**」（第2部）と「**計画内容の策定**」（第3部）となります。それでは次ページより、個別避難計画の概要について説明させていただきます。



個別避難計画作成マニュアル

第1部

(計画概要編)

1 個別避難計画

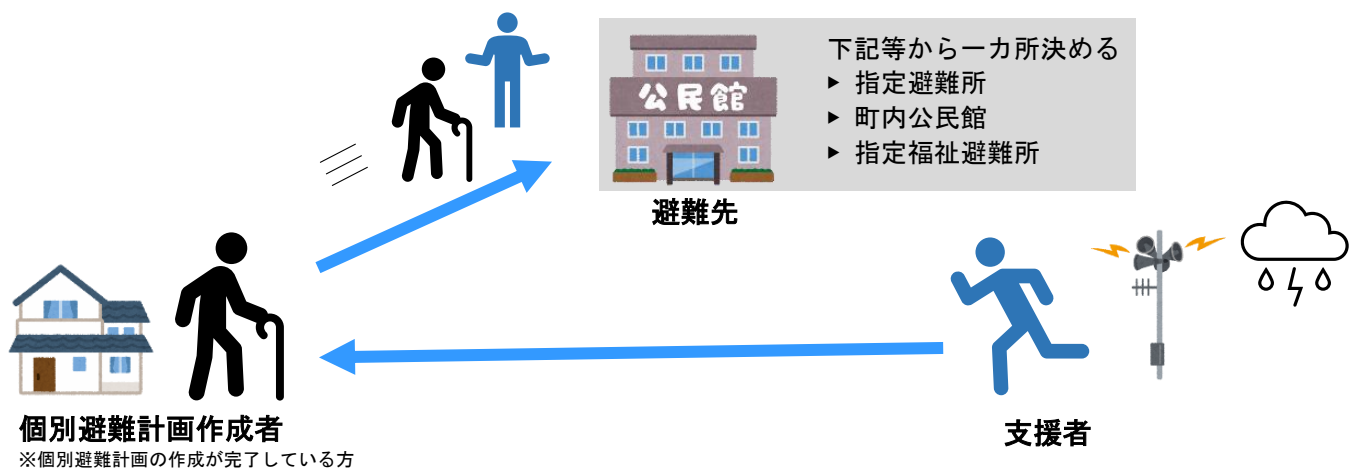
災害時の避難の際、地域の支援が必要な方一人ひとりについて、あらかじめ、「いつ・誰と・どこに避難するか」、「避難するときにはどのような配慮が必要になるか」を記載したものを「**個別避難計画**」といいます。この計画を作成する対象者は下記の条件をすべて満たす人です。

【対象者】

- ① 避難時の支援が必要となる可能性が高いとして、避難行動要支援者名簿に登録がある人
- ② 個別避難計画の作成を希望する人
- ③ 区長や民生委員児童委員が参加する町内の検討会（防災・福祉委員会）において、避難支援が必要であると判断された人

なお、計画作成の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿に登録のある方には、毎年計画作成の意向確認をします。

個別避難計画作成者となった方には、一人につき町内から3人の支援者を充てていただき、計画で定められた避難先に誘導していただきます。避難先となるのは・指定避難所・町内公民館・指定福祉避難所等です。



2 避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、災害や災害の恐れがある時に避難支援が必要となる可能性が高いと考えられる方で、鯖江市では以下の方々を対象としています。

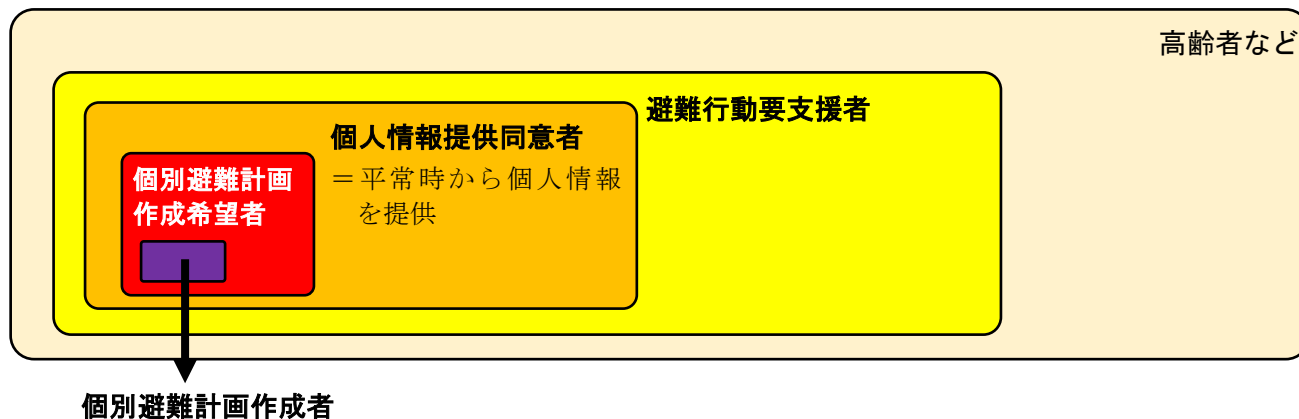
【対象者】

- (1) 在宅の身体障がい者〔身体障害者手帳（肢体・視覚・聴覚）の（1級・2級）所持者〕
- (2) 在宅の知的障がい者〔療育手帳（A1・A2）所持者〕
- (3) 在宅の精神障がい者〔精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者〕
- (4) 在宅の要介護認定者〔介護保険における要介護3～5認定者〕
- (5) 75歳以上の高齢者のみの世帯員で親族の支援がなく、親族以外の第三者の支援がないと避難できない人（同意者のみ）
※施設入所や長期入院している方、日中のみ高齢者だけになる世帯等は対象外。また、個人情報の提供に同意していることが条件
- (6) その他支援を必要とする者で、市長が特に必要と認めた者

3 避難行動要支援者と個別避難計画の関係

個別避難計画は避難行動要支援者の中で個人情報の提供に同意をいただいた方、またその中で計画の作成を希望する方を防災・福祉委員会でご協議いただき、対象者を決めていただきます。（個人情報提供の同意をしていない方や、避難行動要支援者の対象となっていなかった方に対し、町内の判断等で個別避難計画が作られる場合もあります）

個別避難計画を作成していただくのは、避難支援が必要だと防災・福祉委員会で判断した方のみで、**すべての希望者に対して個別避難計画を作成しなくてはならないというわけではありません。**計画の作成には、身体の状態や、お住いの場所のハザード（災害危険度）、ご家族の状況等様々な要因が関係します。



4 避難の考え方について

どのような場所や状況においても、災害発生時には「まずは自分の身を守ること」が最優先です。自分の身を守ることによって他者への援助が可能となり、災害の被害を抑えることができるようになります。**避難は自助が基本です。**自分自身で、もしくは家族の助けで逃げるができる人は自分（家族）で避難していただくことが、町内全体で避難の遅れを防ぐことにつながります。

大雨や地震など、災害時の支援には危険が伴います。東日本大震災では、要支援者からの連絡を受け支援に向かった民生委員児童委員50人以上が災害に巻き込まれて亡くなっています。支援を受ける側として、個別避難計画作成者には支援者に多少なりともリスクを負わせて避難支援をしてもらうことを認識していただく必要があります。

5 委託料・報償費

計画に係る委託料・報償費は下表のとおりとします。

業務の内容	支払先	支払区分	金額
計画の新規作成	町内会	委託料	7,000 円／計画
支援者または避難先の変更を伴う計画の更新	町内会	委託料	3,000 円／計画
上記以外の更新	町内会	委託料	1,000 円／計画
ケアマネジャーまたは相談支援専門員が本人に代わり、委員会に参加して計画を作成または更新	ケアマネジャー、相談支援専門員、またはそれらが所属する事業所	報償費	3,000 円／計画

個別避難計画作成マニュアル **第2部**

(計画作成候補者決定編)

1 名簿等について

鯖江市では、令和5年度から毎年避難行動要支援者に避難支援に関する意向確認を行い、災害時の支援のために個人情報の提供に同意をするか、個別避難計画の作成を希望するか等を伺っています。

その結果を反映したものが以下の3点の書類です。

個別避難計画 作成希望者一覧 (様式第3号) 「黄紙」	「個別避難計画」の作成を希望された方の一覧。	
避難行動要支援者名簿 (防災・福祉委員会用) (様式第4号) 「赤紙」	本人の同意の有無にかかわらず、障害のある方など、災害時に支援が必要となる可能性が高い方を町内ごとに一覧にしたもの。	
避難行動要支援者 名簿同意者一覧 (様式第5号) 「青紙」	個人情報の提供に同意し、自主防災組織（町内）からの支援（電話連絡）を希望された方の一覧。	

このうち、**様式第5号（青紙）**に関しては、平常時から町内会（自主防災組織）等と情報を共有し、災害時に活用していただいております。また、**様式第4号（赤紙）**と**様式第5号（青紙）**は民生委員児童委員にもお渡ししています。

2 計画作成候補者の決定方法

個別避難計画作成候補者の選出にあたっては、主に個別避難計画作成希望者一覧（**様式第3号・黄紙**）および避難行動要支援者名簿（**様式第4号・赤紙**）を使用します。

名簿に記載されている方それぞれの「対象要件」「ハザード（災害危険度）」「同居家族の人数」やご年齢を確認しながら、計画を作成する必要がある方を決めていただきます。**自力で避難することができず、かつ家族等の助けも見込めない方が計画作成の対象です。**家族と一緒に住んでいても、その家族も高齢や障害により避難をさせる能力がない場合も対象となります。日中のみ1人の世帯等、時間帯によって家族がいないといった理由では対象になりません。

【確認のポイント】

- | | |
|----------------|---|
| 対象要件 | ・・・要支援者となった条件を確認してください |
| ハザード | ・・・ハザードマップでご住所を確認し、水害や土砂災害の危険度を確認してください
※ 様式第3号・黄紙 にはハザードがあらかじめ記載されています |
| 同居家族の人数 | ・・・避難時、家族の助けを得ることができないかを確認してください |

その際、健康状態や家族状況等、当該の方について**民生委員児童委員やご町内が持っている情報はとても貴重です**。「一人では移動できないくらい足腰が弱っている」「見た目は元気だけど、認知障害が進んでいるみたいだ」といった情報や、「元気に畑仕事をしていた」「息子が近くに住んでいるから、いざという時は助けを呼べるだろう」といった情報等もすり合わせ、計画が必要かを判断いただきます。場合によっては、要支援者本人や家族への聞き取りが必要になることもあります。

《様式第4号および名簿に名前のない方の計画作成》

避難行動要支援者名簿（様式第4号・赤紙）には希望調査の返送がなかった方や、個別避難計画作成の希望および個人情報の提供の同意がない方も、障害や要介護等一定の基準を満たした方であれば記載しています。これは、支援が必要な方の取りこぼしを一人でも少なくするための対応ですので、この名簿に対しても計画が必要となる方の洗い出しをお願いします。計画作成の必要がある方がいた場合、委員会から計画作成の働きかけをしてください。同意が得られた場合は登録申請者（様式第8号）を市にご提出ください。

また、防災・福祉委員会で話し合う中で、個別避難計画作成希望者一覧を含め3つのどの書類にも載っていない方の名前が挙がる場合もありますので、その場合も計画を作る必要があるかどうかを防災・福祉委員会の皆様でお話し合ってください。

3 「誰一人取り残さない避難」のために重要なこと

第1部個別避難計画の概要でもお伝えした通り、個別避難計画作成者となった方には、一人につき地区から3人の支援者を充てていただきます。つまり、**支援者は自分の避難を遅らせて個別避難計画作成者を支援することになります**。不用意な計画の作成は、支援者を危険にさらすことにもつながりかねません。

「避難に不安がある人」と「避難支援が必要な人」はイコールではありません。防災・福祉委員会で協議した結果、**希望者全員が計画の対象外**となる場合もあります。災害時、町内でより多くの人が助かるためには、自分で逃げるができる人は自分で逃げ、避難支援は真に支援を必要とする方に限定されることが重要です。

計画の作成および更新については、毎年町内でご検討いただきます。「今、この人に対して個別避難計画が必要か」を十分に考慮した上で、計画作成者の決定に向けご協議ください。



4 計画作成候補者が決定したら

計画作成候補者が決まった後は、個別避難計画の完成に向け支援者、避難先、避難のタイミングについて案を作成していただきます。（マニュアル第3部にて説明します）

なお、計画の作成希望者（個別避難計画作成希望者一覧（様式第3号・黄紙））で計画作成の対象とならなかった方には、お手数ですが区長または民生委員児童委員から対象者に今回計画作成を見送った理由の説明をお願いいたします。説明内容としては以下のとおりです。可能であれば自宅ハザードの状況から、避難経路などについてアドバイスするなど、自助に向けた支援をお願いいたします。

〈説明内容〉

- ・計画が自分や家族で避難できない者のために作成することを伝える。
- ・自分の判断で逃げたほうが強制的に避難する必要がないため、負担が少ないことを伝える。
- ・計画作成に係る調査および計画の検討は毎年行われることを伝える。

5 計画作成候補者決定手順（まとめ）

順	概 要	内 容
1	【希望調査】	個別避難計画作成の希望調査書を、市から要支援者に送付。
2	【希望返送】	要支援者は上記の希望調査書に必要事項を記入し、返信用封筒で市に返送。（返送がない要支援者は同意がないものとして取り扱います）
3	【希望者報告】 【名簿送付】	市が区長に次の書類を送付。 ▶ 個別避難計画作成希望者一覧（様式第3号） ▶ 避難行動要支援者名簿（防災・福祉委員会用）（様式第4号） ▶ 避難行動要支援者名簿 同意者一覧（様式第5号） ▶ 個別避難計画（様式第6号） ※様式第4号および様式第5号は民生委員児童委員にも送付。
4	【委員会開催】	区長は防災・福祉委員会を開催。計画作成候補者を決定し、以下の支援内容について委員会で協議を行う。 ① 計画作成候補者の決定 ② 計画作成候補者の支援者、避難先、避難のタイミングについて案を作成（第3部で説明）
5	【作成しないことの説明】	【作成希望の方が作成対象外と決定された場合】 ▶ 区長または民生委員児童委員は対象者にその理由を説明。

個別避難計画作成マニュアル **第3部**

(計画内容策定編)

1 計画内容策定の流れ

計画作成候補者が決まった後は、計画の詳細を決めていく作業に進んでいただきます。大きな流れとしては、以下の3つのステップを経て計画が完成されます。



防災・福祉委員会の中で作成していただいた素案を、ご本人等への聞き取りや避難訓練で得られた情報等に合わせて都度修正していただきます。お手数をおかけすることになりますが、これは有効性と実用性を高め、計画を机上の空論で終わらせないための措置です。「逃げ道は本当に安全か」「避難方法や連絡体制に無理はないのか」等、決定事項の一つ一つをご確認いただきながら計画を作成していただくことは、計画作成者のみならず支援者の安全にもつながります。

2 支援者・避難先・避難のタイミングの案の作成

たたき台となる案を作成するにあたり、防災・福祉委員会でご協議いただくのは支援者、避難先、そして避難のタイミングです。

支援者	・ 支援者は計画作成候補者一人につき 3人。 ・ 計画作成候補者宅の近隣にお住いの方が望ましい。 ・ 自営業の方など、最低1人は在宅時間が長い方を入れてください。 ・ 支援者がお車を持っているかなど、移動手段についてもご配慮ください。 ・ 候補が決まったら、委員から支援者候補に内申してください。			
避難先	・ 基本的には指定福祉避難所（福祉施設）、指定避難所、町内公民館の中から1か所選択します。 ・ 指定福祉避難所は、対象エリア（11P）を参照ください。 ・ より安全だと判断できる避難可能な建物等がある場合は、上記以外の場所を避難先にさせていただくことも可能です。			
避難の タイミング	・ ハザード等を参考に、どの状況になったら避難を開始するかを決めてください。参考として、市が考える目安は以下の通りです。 <table border="1"><tr><td>【大雨・台風】高齢者等避難の発令</td><td rowspan="2">市が考える 目安</td></tr><tr><td>【地震】震度5弱以上で市の指定避難所開設後</td></tr></table>	【大雨・台風】高齢者等避難の発令	市が考える 目安	【地震】震度5弱以上で市の指定避難所開設後
【大雨・台風】高齢者等避難の発令	市が考える 目安			
【地震】震度5弱以上で市の指定避難所開設後				

原則、災害対応にあたることが想定される町内会役員、自主防災組織構成員、市職員、消防職員、消防団員、民生委員児童委員は支援者から除いてください。また、各項目を決めるにあたっては次ページの2つの条件を前提としてください。

《個別避難計画の前提条件》

1. 個別避難計画に定められた行動は必ず実施してください

→災害が起きた際、もしくは起きることが予測される際に、要支援者は計画で定められた支援者の誘導で指定福祉避難所等に直接避難することになります。避難の実施の有無を要支援者側の判断にゆだねることは、計画の形骸化を招きかねません。また、支援者の被災にもつながります。

2. 「余裕をもったタイミング」での避難支援を

→これまでの全国的な避難の状況を見ると、災害時または恐れがある時、人は可能な限り家にいたいと思う傾向があります。しかし、命の危険が迫る状況になってしまってからでは安全に避難支援を行うことはできません。特に水害の場合、要支援者からの避難要請を支援開始のタイミングにすることは危険です。要支援者、そして支援者の両方が安全に行動できるよう、避難支援は開始のタイミングに余裕を持たせ、早めの避難を心掛けてください。

3 計画作成候補者への聞き取り

案が完成したら、防災・福祉委員会より支援者の候補となった方に内申をお願いします。

その後日程を調整し、区長または民生委員児童委員は計画作成候補者、その親族等または両方に委員会への参加を要請してください。その際、計画作成候補者から聞き取りを行い、**様式第6号**の「1 避難行動要支援者情報」「3 緊急時の連絡先」を記入してください。

※なお、身体状況等が理由で本人およびその親族等が委員会に出席できない計画作成候補者に担当ケアマネジャーまたは相談支援専門員がいる場合は、代わりに出席を要請してください。

委員会の手順は次のとおりです。

- ① 計画を希望する理由の再確認。
- ② 計画の注意点（※）について計画作成候補者へ説明。
- ③ 計画作成候補者へ区長または民生委員児童委員が聞き取った内容の確認。
- ④ 計画作成候補者・親族等から支援者、避難先、支援内容に関して希望を聞いて協議。
- ⑤ 決定事項を、**様式第6号**に記入し、避難経路は任意の地図に記入。（市からの地図提供可）
- ⑥ 計画素案（以下「素案」という。）の完成。

計画作成候補者の希望も聞きながら、支援者は候補に挙がっている人よりもより適任の人がいないか、避難経路にハザードマップ上の危険はないか等を確認して、計画の素案を作ってください。計画作成候補者に担当ケアマネジャー・相談支援専門員がいる場合は、市から同専門員に完成した素案の確認を依頼し、計画内容に無理のある点がないか等を判断していただき適宜修正を行います。

様式第6号

②の注意点（※）の説明では、計画作成候補者に以下の項目について理解できているかご確認ください。「自分の好きなタイミングで避難できる」「計画が作られたから、必ず助けてもらえる」等、避難支援に対し間違った認識を持たれている場合もあります。

- ・台風および大雨時は委員会で決定したタイミングで支援者とともに避難をする（避難拒否はできない）。
- ・支援者の自助優先のため、必ず支援が行われるものではない。また、支援者は災害時の避難行動の支援に対する法的な責任や義務を負わない。
- ・非常用持ち出し袋を自身で準備し、見つけやすい場所に保管しておく。
- ・計画作成にあたり避難訓練に参加する。

4 避難訓練

聞き取りを経て計画の素案が完成したら、委員から正式に支援者へ要請を行い、承諾を得ていただきます。この際、支援者の「電話番号」「メールアドレス」「就労の有無」をききとり、[様式第6号](#)に記入してください。

その後、計画作成候補者および支援者の参加のもと避難訓練を実施します。素案をもとに支援者宅から避難先まで避難経路、移動手段に従い避難します。その結果を受けて再度内容について協議し、必要があった場合は適宜修正していただき、個別避難計画の完成となります。

計画が完成したら、区長は計画および完了届、委託料の請求書を市にご提出ください。

5 計画内容策定手順（まとめ）

順	概 要	内 容
1	【委員会開催】	計画作成候補者の支援者、避難先、避難のタイミングについて案を作成。
2	【支援者内申】	委員から支援者候補に内申。
3	【参加要請】	区長または民生委員児童委員は、計画作成候補者本人、その親族等または両方に委員会への参加を要請。 計画作成候補者本人またはその親族等から聞き取りを行い、 様式第6号 の「1 避難行動要支援者情報」「3 緊急時の連絡先」を記入。 ※身体状況等が理由で本人およびその親族等が委員会に出席できない計画作成候補者のうち、担当ケアマネジャーまたは相談支援専門員がいる場合は、計画作成候補者本人に代わり、出席を要請。

4	【委員会開催】	区長は委員会を開催。 ③で記入した様式第6号を必要部数コピーして、委員に配布（区で判断） 委員会の手順は次のとおり。 ① 計画を希望する理由の再確認。 ② 計画について計画作成候補者本人またはその親族等への説明。 ▶ 台風と大雨時は委員会で決定したタイミングで必ず支援者による避難をすること（避難拒否はできない）。 ▶ 支援者の自助優先のため、必ず支援が行われるものではないこと。 ▶ 非常用持ち出し袋は本人が準備し、見つけやすい場所に保管しておくこと。 ▶ 避難訓練に参加すること。 ③ 計画作成候補者本人またはその親族等への聞き取り内容の確認。 ④ 計画作成候補者本人またはその親族等から支援者、避難先、支援内容に関して希望を聞いて協議。 ⑤ 決定事項を、様式第6号に記入し、避難経路は任意の地図に記入。（市からの地図提供可） ⑥ 区長は委員に配布した様式第6号のコピーを回収（持ち出し不可） ⑦ 計画素案（以下「素案」という。）の完成。
5	【支援者依頼】	委員から正式に支援者へ要請を行い、承諾を得る。 この際、支援者に「電話番号」「メールアドレス」「就労の有無」を様式第6号に記入してもらう。
6	【確認依頼】	【計画作成候補者に担当ケアマネジャー・相談支援専門員がいる場合】 ①区長は素案を市に提出。 ②市は同専門員に素案の確認を依頼し、適宜修正。 ③修正された素案を市から区長に送付。
7	【避難訓練】	区長は、計画作成候補者および支援者の参加のもと避難訓練を実施。 ①素案に従って支援者宅から避難先まで移動。 ②①の結果を受けて、素案を見直し、適宜修正 →計画完成。 ③計画作成候補者本人またはその親族等は計画を確認し、個別避難計画作成完了届（様式第7号）を記入。
8	【計画提出】	区長は計画および完了届、委託料の請求書を市に提出。
9	【計画の送付等】	市は計画をデータ化し、必要部数を印刷し。区長に送付。 また、市は町内会に委託料を支払う。
10	【計画の配布】	区長は、個別避難計画作成者および支援者に計画を配布。

指定福祉避難所対象エリア

指定福祉避難所は下記の区分とし、対象者の住所から避難先となる指定福祉避難所を決定します。
なお、福祉避難所では、ベッドや水道、コンロ等必要最小限のもの以外の貸し出しはありません。

区分名	対 象
鯖江・新横江・中河	▶ 介護医療院 かがやき ▶ 介護老人保健施設 リハビリセンター王山 ▶ グレースフルわかたけ ▶ 鯖江ケアセンターみどり荘 ▶ 小規模多機能型居宅介護 陽だまりさばえ
神明・ 立待（日野川の東側）	▶ エレガントセニールガーデン ▶ ケアハウス鯖江「つつじ苑」 ▶ 鯖江市社会福祉協議会デイサービスセンター ▶ 神明ケアセンター ▶ デイサービスセンターなかま ▶ もんざえもん ▶ ほっとリハビリシステムズ 鯖江事業所 ▶ 複合福祉施設 hana テラス
吉川・豊・ 立待（日野川の西側）	▶ 光道園 ライトワークセンター ▶ 光道園 ライトトレーニングセンター ▶ 地域密着小規模多機能型居宅介護事業所 ありんこ ▶ 特別養護老人ホーム 五岳園
片上・北中山・河和田	▶ おしどり荘 ▶ ことぶき荘

指定福祉避難
所の状況 HP



個別避難計画作成マニュアル 第4部 (計画の更新編)

1 個別避難計画 更新手順

町内で作成された計画は防災・福祉委員会の開催時期等に合わせ、1年に一度見直しを行い、必要があれば内容を変更していただきます。避難方法や避難先など、計画の内容には個別避難計画作成者の健康状態等が大きく関わってくるため、円滑な避難支援に向けご協力をお願いいたします。

順	概 要	内 容
1	【確認依頼】	【要支援者に担当ケアマネジャー・相談支援専門員がいる場合】 市から前年度の個別避難計画（様式第6号）をケアマネジャー・相談支援専門員に送付。現在の状態を鑑みて、適宜修正を行う。
2	【計画送付】	市から区長に対し、修正用となる様式第6号を送付。 ▶ 1 で修正をした「様式第6号」 ▶ 上記以外は前年度に作成した「様式第6号」
3	【継続確認】	区長または民生委員は、支援者に支援の継続確認および「様式第6号」記載の支援者情報を確認、修正。 ※この段階では旧計画は回収しません。回収は13で行います。
4	【委員会開催】	区長は防災・福祉委員会を開催。 次のことを協議した後、「様式第6号」を見え消しで修正し、新計画の素案（以下「新素案」という）を作成する。 ▶ 「避難のタイミング」等の見直しの是非 ▶ 個別避難計画作成者の最近の状態 ▶ 支援者変更の場合、新支援者候補の選定
5	【支援者内申】	支援者が変更になる場合は、委員が新支援者候補に内申する。
6	【参加要請】	区長または民生委員児童委員は計画を更新する個別避難計画作成者本人、その親族等または両方に委員会への参加を要請。
7	【委員会開催】	区長は防災・福祉委員会を開催。 ①区長は新素案を必要部数コピーし、委員に配布（区で判断）。 ②要支援者から聞き取りして新素案を修正。 ③区長は、委員に配布した新素案のコピーを回収（持ち出し不可）。
8	【支援者依頼】	支援者が変更になる場合は、委員から正式に支援者の要請を行い、承諾を得る。支援者の情報を新素案に記入する。
9	【変更有の場合】	【支援者または避難先が変更になった場合】 区長は個別避難計画作成者および支援者の参加のもと避難訓練を実施。 ①新素案に従って支援者宅から避難先まで移動。 ②①の結果を受けて、新素案を見直し、適宜修正。 →新計画完成 ③要支援者・親族等は新計画を確認し、個別避難計画 更新完了届（様式第7号）を記入。

10	【変更無の場合】	【支援者または避難先が変更にならなかった場合】 区長名や持ち物等軽微な変更点がないかを確認。
11	【計画提出】	区長は新計画および完了届、委託料請求書を市に提出。 ※全ての項目に変更がない場合もご提出をお願いします。
12	【データ化】 【委託料の交付】	市は新計画をデータ化のうえ、必要部数を印刷し、区長に送付。 また、市は町内会に委託料を支払う。
13	【計画の配布と回収】	区長は、要支援者および支援者に新計画を配布。 配布と同時にその後に旧計画を回収し、市に提出。

2 計画の抹消

計画作成者が次の各号のいずれかに該当するようになった場合、計画を抹消しますので個別避難計画抹消届（様式第9号）をご提出ください。また、様式第6号については回収を行います。

- ▶ 家族（親族等）と同居し、避難支援の必要がなくなった時
- ▶ 家族（親族等）が近くに住むようになり、避難支援の必要がなくなった時
- ▶ 施設等に入所するようになった時
- ▶ 死亡した時
- ▶ 居住する町内会から転居することになった時

令和7年度 個別避難計画作成希望者一覧（西山町）

取扱注意
防災・福祉委員会外でのコピー不可

	要支援者 氏 名	年 齢	住 所	対象要件	同居家族 の人数 (本人数)	個別避難計画に係る連絡先			自宅のハザード				ケアマネジャー または 相談支援専門員 の担当事業所
						氏 名	本人と の関係	電話番号	計画規模		想定最大規模		
									洪水	土砂災害	洪水	土砂災害	
1	西山 花子	95	西山町13番1号99	介護	8	西山 太郎	子	0778 - 53 - 2205	無	無	0.5～3m	無	リハビリセン ター 王山

対象要件の凡例
 身障：(1) 在宅の身体障がい者（身体障害者手帳（肢体・視覚・聴覚）の（1・2級）所持者）
 知障：(2) 在宅の知的障がい者（療育手帳（A1・A2）所持者）
 精障：(3) 在宅の精神障がい者（精神障害者福祉手帳（1級）所持者）
 介護：(4) 在宅の要介護認定者（介護保険における要介護3～5認定者）
 高齢：(5) 75歳以上の高齢者のみの世帯員で親族の支援がなく、親族以外の第三者の支援ができない人
 その他：(6) その他支援を必要とする者で、市長が特に必要と認めた者

様式第4号

令和7年度 避難行動要支援者名簿（防災・福祉委員会用）（西山町）

取扱注意

コピー不可
防災・福祉委員会委員以外の閲覧不可

本人の同意が得られていない情報も含まれていることから、取り扱いには十分にご留意ください。

	氏 名	個人情報の 提供の同意 ○：有 ×：無	個別避難計画 ○：作成済 希望：希望有	対象要件	年齢	同居家族 の人数 (本人含む)	住所	備考
1	西山 一郎	○	希望	高齢	92	1	西山町13番1号	
2	西山 二郎	○		高齢	85	2	西山町13番1号-1	
3	西山 三郎	○		高齢	83	2	西山町13番1号-2	
4	西山 四郎			介護	83		西山町13番1号-3	
5	西山 五郎			障がい	80		西山町13番1号-4	
6	西山 六郎	○	希望	高齢	86	1	西山町13番1号-5	
7	西山 七郎	○	希望	その他	43	2	西山町13番1号-6	
8	西山 八郎	○	希望	高齢	85	2	西山町13番1号-7	
9	西山 九郎			介護 高齢	80		西山町13番1号-8	
10	西山 太郎			障がい	33		西山町13番1号-9	

対象要件の凡例

障がい：(1) 在宅の身体障がい者（身体障害者手帳（肢体・視覚・聴覚）の（1・2級）所持者）
〃：(2) 在宅の知的障がい者（療育手帳（A1・A2）所持者）
〃：(3) 在宅の精神障がい者（精神障害者福祉手帳（1級）所持者）
介護：(4) 在宅の要介護認定者（介護保険における要介護3～5認定者）
高齢：(5) 75歳以上の高齢者のみの世帯員で親族の支援がなく、親族以外の第三者の支援がないと避難できない人
その他：(6) その他支援を必要とする者で、市長が特に必要と認めた者

取扱注意
コピー不可

避難時の自主防災組織（町内会）からの連絡は個別避難計画を作成していない人のみ実施してください。

	要支援者（本人）				緊急連絡先①			緊急連絡先②			対象要件	個別避難計画 ○:作成済
	氏 名	年 齢	住 所 電話番号	同居家族 の人数 (本人含む)	氏 名	本人と の関係	住 所 電話番号	氏 名	本人と の関係	住 所 電話番号		
1	西山 花子	92	西山町13番1号ー1 0778-53-2205	1	西山 一子	子	南条郡鯖江町13番1号 0778-51-2200	西山 次郎	子	福井市西山町13-1 0778-53-2201	高齢	
2	西山 太郎	85	西山町13番1号ー2 0778-53-2205	2	鯖江 一郎	親戚	鯖江市西山町13-1-9 0778-53-2200	鯖江 五郎	親戚	越前市西山町13-1 0778-53-2200	高齢	

対象要件の凡例

- 身障：(1) 在宅の身体障がい者（身体障害者手帳（肢体・視覚・聴覚）の（1・2級）所持者）
知障：(2) 在宅の知的障がい者（療育手帳（A1・A2）所持者）
精障：(3) 在宅の精神障がい者（精神障害者福祉手帳（1級）所持者）
介護：(4) 在宅の要介護認定者（介護保険における要介護3～5認定者）
高齢：(5) 75歳以上の高齢者のみの世帯員で親族の支援がなく、親族以外の第三者の支援できない人
その他：(6) その他支援を必要とする者で、市長が特に必要と認めた者



個別避難計画

この計画は『鯖江市避難行動要支援者避難支援プラン』に基づいて作成しています。

取扱注意
防災・福祉委員会外でのコピー不

1 避難行動要支援者情報

【有効期間】

計画作成日

～ 翌年度の更新日

		生年月日	
		性別	
住所			
連絡先	自宅		携帯
	メール		
同居家族	☐ 有（ 本人を含めて 人） ・ ☐ 無		
民生委員	【連絡先】		
ケアマネジャー・相談支援専門員等	☐ 有	事業所 担当者	連絡先
			・ ☐ 無
自宅のハザード	計画規模	【洪水】	【土砂災害】
	想定最大規模	【洪水】	【土砂災害】
医療・福祉サービス利用状況	※通常の利用状況であり、例外があります。		
支援を必要とする理由	☐ 要介護の認定を受けている【要介護度：要支援_____ 要介護_____】 ☐ 障害者手帳を所持している ☐ 【 ☐ 身体 級 障害名_____ ☐ 療育__ ☐ 精神__級】 ☐ 難病の特定医療費等の支給を受けている（病名_____） ☐ 医療機器の装着や使用等をしている【 ☐ 人工呼吸器 ☐ 酸素 ☐ 透析】 ☐ 一人で立つことや歩くことができない ☐ 音が聞こえない（聞こえにくい） ☐ 物が見えない（見えにくい） ☐ 危険なことを判断できない（できにくい） ☐ その他（_____）		
	【特記事項】		

2 町内会

町内会名		区長名		【携帯】
------	--	-----	--	------

3 緊急時の連絡先（親戚などの連絡先）

緊急時の 連絡先①	フリガナ		連絡先 本人との関係	自宅	
	氏 名			携帯	
	住 所				
緊急時の 連絡先②	フリガナ		連絡先 本人との関係	自宅	
	氏 名			携帯	
	住 所				

4 避難支援者情報（避難を支援する人の情報）

支 援 者	フリガナ		連 絡 先	自宅		就 労	☐ 有（ ☐ 市内 ☐ 市外） ☐ 無
	氏 名			携帯			
	住 所						
支 援 者	フリガナ		連 絡 先	自宅		就 労	☐ 有（ ☐ 市内 ☐ 市外） ☐ 無
	氏 名			携帯			
	住 所						
支 援 者	フリガナ		連 絡 先	自宅		就 労	☐ 有（ ☐ 市内 ☐ 市外） ☐ 無
	氏 名			携帯			
	住 所						

※支援者は法的な責任は負いません

5 避難先 ※避難経路は別紙のとおり

名 称		連絡先	
住 所			

6 支援内容

避難の タイミング	地 震		
	台風・大雨		
避難時の 対 応	※災害時の避難支援が実施されない場合があります（支援者の自助が優先）。		
避難時の 配慮すべき 事 項	【持ち物】 ・救急医療情報キット、非常用持ち出し袋 ・その他 ()	【移動手段】 ☐ 支援者の自動車 ☐ 本人・家族の自動車 ☐ 徒歩 ☐ その他 ()	
避難所での 配慮すべき 事 項	【避難先で使用する物品等】		付添家族
			有・無
避難所退去 時の連絡先			

※この計画は、避難行動要支援者本人のほか、鯖江市、町内の関係者、支援者が所持します。

※この計画は、災害時の避難支援だけでなく、日頃の見守り活動や防災訓練などで利用します。

鯖江市長 様

(所在地) 鯖江市

(町内名)

(代表者名) 区長

個別避難計画 作成・更新 完了届

個別避難計画を別紙のとおり作成・更新し、下記のとおり本人の同意を得たので報告します。

私は、次のことに同意します。

- ・この計画の内容について確認しました。
- ・この計画の作成にあたり、避難訓練を実施しました（作成または支援者等の変更の場合のみ）。
- ・この計画を市や町内会の関係者、支援者に渡すこと、閲覧することに異論ありません。
- ・この計画の更新のため、毎年、防災・福祉委員会に私、親族等またはその両方が参加します。
- ・町内から転居した場合、死亡した場合、社会福祉施設などに入所した場合など市で計画の必要がなくなったことが判明した時は、自動抹消することに異論ありません。
- ・計画の必要がなくなったときは、市に計画抹消届を提出します。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

※自署または代理人記入

本人氏名を代理人が記入した時のみ記入

代理人 _____ (本人との関係) _____

※自署

令和 年 月 日

鯖江市長 様

(所在地) 鯖江市

(町内名)

(代表者名) 区長

避難行動要支援者名簿 登録申請書

下記の者の避難行動要支援者名簿への登録を申請します。

なお、登録および個人情報の平常時からの提供について本人の同意を得ています。

氏 名		生年月日	年 月 日
住 所			
登録申請 の理由	※避難行動要支援者の対象要件に類似する理由でないと認められません		

【本人または親族等の同意】

私は、災害時に避難情報を入手し、避難の判断または避難行動を自ら行うことが困難であるため、避難行動要支援者名簿の登録および平常時から町内会や民生委員児童委員などの避難支援等関係者に個人情報を提供することについて同意します。

なお、避難支援等関係者の状況によっては支援が行われないこと、および同関係者に支援の法的な義務がないことを十分に認識しています。

年 月 日

住 所

氏 名

※自署または代理人記入

本人氏名を代理人が記入した時のみ記入

代理人

(本人との関係)

※自署

鯖江市長 様

(住 所) 鯖江市
申請者
(氏 名)

(要支援者との関係 :)

(電話番号)

個別避難計画抹消届

下記のとおり、個別避難計画を抹消します。

要支援者名		生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日
住 所		町内会名	
抹消理由	☐ 家族（親族等）と同居したため ☐ 家族（親族等）が近くに住むようになったため ☐ 施設等に入所することになったため ☐ 死亡したため ☐ 居住する町内から転居することになったため ☐ その他 ()		
特記事項			